

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月10日

【会社名】 SAMURAI&J PARTNERS株式会社

【英訳名】 SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 安藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(注) 平成30年4月25日開催の第22期定時株主総会の決議により、平成30年5月1日付にて本店所在地を大阪府大阪市北区から上記へ変更しております。

【電話番号】 (03)5259-5300
(注) 平成30年5月1日付にて本店所在地を大阪府大阪市北区から東京都港区へ変更したことに伴い、電話番号を上記へ変更しております。

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 慶一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

【電話番号】 (03)5259-5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 慶一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 499,996,000円
(新株予約権証券)
その他の者に対する割当 9,740,100円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,009,723,700円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,785,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」と言います。)の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,785,700株	499,996,000円	249,998,000円
一般募集			
計(総発行株式)	1,785,700株	499,996,000円	249,998,000円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、249,998,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
280	140	100株	平成30年5月28日		平成30年6月1日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、下記(3)申込取扱場所に申込みものとし、払込期日に下記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われなないこととなります。
5. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
SAMURAI & J PARTNERS株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 築港支店	大阪府大阪市港区市岡二丁目11番21号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	32,467個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	9,740,100円
発行価格	新株予約権1個につき300円(新株予約権の目的である株式1株につき3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年5月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	SAMURAI & J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
払込期日	平成30年6月1日
割当日	平成30年6月1日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 築港支店 大阪府大阪市港区市岡二丁目11番21号

(注) 1. 第13回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,246,700株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。))は、金308円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,009,723,700円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年6月2日から平成35年6月1日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 SAMURAI & J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 築港支店
新株予約権の行使の条件	1. 割当日から本新株予約権の行使期間の満期日までの期間中、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価格の30%(92円)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 2. 割当日から本新株予約権の行使期間の満期日までの期間中、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価格の200%(616円)を上回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。 4. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. 先買権条項

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、NLHD株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、NLHD株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受け予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

NLHD株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けたい旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けすることができる。

当社は、本項 号に従いNLHD株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

上記の他、当社とNLHD株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにNLHD株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とNLHD株式会社との間で平成30年5月28日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

7. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,509,719,700	6,000,000	1,503,719,700

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株の払込金額499,996,000円、本新株予約権の払込金額の総額9,740,100円及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額999,983,600円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、登録免許税を含む登記関連費用、反社会的勢力に関する調査費用、その他事務費用等であります。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 資金調達の目的

(a) 当社のこれまでの状況

当社は、平成29年3月に経営陣を一新し、従来のIT事業のみではなく金融関連事業を新たに開始し、「金融×IT」という新分野において、売上高の拡大及び収益力の回復を目標に事業を進めてまいりました。現在の各取締役は、金融及び投資の分野においてそれぞれの経験に基づくノウハウを有していることから、収益力回復に向けた金融関連事業の拡大のため、平成29年11月1日に当社の第三者割当増資を行い当該資金にてAIP証券株式会社(現 SAMURAI証券株式会社)の株式を取得し、完全子会社としました。この時に調達した資金については、AIP証券株式会社(現 SAMURAI証券株式会社)(以下、「SAMURAI証券」と言います。)の株式の取得、SAMURAI証券の増資引受け及び当社の人材採用などを資金使途とし、以下のように充当しております。

現時点における充当状況	AIP証券の株式取得 (完全子会社化)	平成29年11月にすべて充当しております。
	AIP証券の増資の引受け	平成29年12月に75百万円を充当しており、残り75百万円も予定時期内に充当する見込みです。
	当社における人材採用 などに係る資金	従業員の採用を行っており、現在3百万円を充当しております。残りについても平成32年10月まで適宜充当いたします。

また、当社が予めから主たる事業領域としているIT事業においても、「金融×IT」の分野への進出に向けた規模の拡大及び効率的なシステム開発体制の構築が必要であったことから、株式会社ヴィオの株式を取得し子会社としました。株式会社ヴィオの株式取得については、上記の平成29年11月1日の第三者割当増資にて調達した資金ではなく、元より保有していた自己資金にて実行しております。

そのような中、金融関連事業の第1弾案件としまして、平成29年12月に株式会社ケイブ(以下、「ケイブ社」と言います。)の第三者割当増資を引受けました。これは、ケイブ社が、同社が新たにリリースしたゲームタイトルのプロモーション及び海外企業が開発したゲームタイトルの獲得のために資金調達を検討しており、当社が純投資として第三者割当増資を引受けることで、ケイブ社の成長が見込めるものと判断し、投資を実行したものであります。当該案件では、ケイブ社から209百万円で112,100株の新株引受ける一方で、ケイブ社筆頭株主と株式消費貸借契約を締結し、事前にケイブ社株式130,000株を借り受けておりました。借り受けた130,000株の内、第三者割当増資でケイブ社から当社が引受ける予定の112,100株を263百万円で売却しました。その後、ケイブ社の第三者割当で引受けた株式112,100株と借り受けた株式のうち市場売却しなかった17,900株の合わせて130,000株を、筆頭株主へ返却しております。この結果、前期(平成30年1月期)において、本案件のみで売上高263百万円、営業利益46百万円を計上しております。

(b). 資金調達の必要性

上記の金融関連事業案件の実績を受け、当社では営業活動として、業務推進や新規の事業を開始するために資金ニーズのある上場企業(以下、「発行体」と言います。)に対して、当該企業の経営方針や業績、資金使途を調査した上で、新株や新株予約権、転換社債の発行等、各企業に適した資金調達の方法を提案しております。その中でも、特に資金使途については詳細を確認し、当社が投資による資金提供を行うことで、業務の発展や新規事業による飛躍的な成長が見込める発行体に対しましては積極的に面談をさせていただいております。このような営業活動の結果として、当社は現在、複数の発行体との間で第三者割当増資の引受に関して具体的な交渉を進めており、これらの発行体に対し投資を行うための資金を調達するために本第三者割当増資を行うものであります。

上述の通り、ケイブ社の案件では、事前にケイブ社の筆頭株主より株式を借り受け、第三者割当増資にて発行される新株を引き受ける前に借り受けた株式を売却する事が可能なストラクチャーであったことから、投資資金の早期回収が見込め、手元資金のみで投資を実行いたしました。しかし、現在第三者割当増資の引受に関して営業提案を行っております中では、事前の株式の借り受けができないケースや、発行体の株式流動性に鑑み半年～2年程度の期間で売却をしていくケースの相談の他、より規模の大きな増資に対応できないかというご相談も頂いております。このような営業活動の結果、現在具体的に第三者割当増資の引受内容を交渉中であり、2件の発行体で合計500百万円程度の新株引受の商談をしており、また、今まで営業提案を行ってきた中でこれまでよりも大規模な案件も含めて、資金が長期化するケースも想定されるため、当社手元資金として1,000百万円程度の金額を確保しておく必要があると判断しました。ついては、これらを合算した1,500百万円は投資資金として調達の必要があると判断しております。

しかし、現在の当社の手元資金のみでは、このような様々なニーズに対応するに際して制約が多く、第三者割当増資の引受けの具体的な依頼が複数ある中で、投資に用いる資金が不足するという事実は当社にとって投資機会の逸失に繋がり、収益体質の改善に向けた取り組みに対する阻害要因となってしまうかねないことから、資金調達をする必要があると判断いたしました。これにより、今後発生しうる第三者割当増資の引受案件に対し、迅速かつ柔軟な対応が可能となりますので、発行体にとってはより希望に近い条件での調達が可能になり、当社においては投資機会の逸失といったリスクが軽減されることで引受実績の増加に繋がり、引受けた株式を売却することで売却益を得られ、収益力の回復に貢献すると考えております。

(c). 第三者割当による資金調達を選択する理由

当社グループは、平成30年1月期の連結会計年度において、売上高382百万円を計上した一方で、営業損失182百万円、経常損失195百万円を計上しております。当社の現状に鑑みると、原価低減、経費削減等の施策に今後積極的に取り組んだとしても業績の大幅な改善は難しいと判断しております。このため、業績改善に向け「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 b. 資金使途」に記載しておりますような発行体への投資(以下「本件使途」と言います。)が必要と考えておりますが、日々の営業キャッシュ・フローから、本件使途のための資金を確保することは非常に難しい状況にあります。この資金を確保するため、各種資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

具体的には、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権の発行、金融機関からの借入、第三者割当による新株予約権付社債の発行、公募増資、コミットメント型のライツ・オフアリング、ノンコミットメント型のライツ・オフアリング、株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当といった各資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

公募増資及びコミットメント型ライツ・オフアリングでは、第三者割当の方法に比べ、コストが割高であり、また当社が3期連続で連結純損失を計上していることから、引受先を選定することが困難であることが考えられます。さらに、公募増資においては株式の希薄化が比較的大きくなると考えられます。これらのことから、当社が投資を行う機会を逸失するリスクを防ぐことができず、今回の資金調達方法として不適当であると判断しました。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、株式希薄化に対する影響は比較的少ないですが、払込みを行うか否かの判断が新株予約権の権利保有者によるため、当社が必要とする資金を調達できるかが不確定であります。また、3期連続で連結純損失を計上していることから上場規程に基づき実施できない状況にあります。

株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権の権利保有者の判断となり、当社の必要とする資金調達を行う事ができるか否かが不確定であるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債による資金調達については、当社株式の希薄化を伴いますので、既存株主の皆様の利益に影響があり、当社としましては、割当日より当社の負債となり金利負担も増加することから、連結純損失を計上している現段階で、当社が実施するにはふさわしくないと判断しました。金融機関からの借入も同様に負債となるため、連結純損失を計上している現状では、当社にふさわしくないと判断しました。

第三者割当増資による新株式の発行の場合、当社が資金調達したい分の株式が、効力発生日に一度に発行されるため、著しい株式の希薄化が生じ、既存株主の皆様の利益へ影響が生じる可能性があり、第三者割当による新株予約権の発行の場合は、一度に著しい株式の希薄化は生じないものの、割当先が新株予約権を行使しない限り資金が調達できないといった点があります。

このような状況において、株式の希薄化や株価への影響を最小化しつつも資金を調達できる最善の方法を検討いたしました。現在交渉中である複数の発行体への投資資金については、その案件の規模及び資金が必要となる時期が比較的近いことから、期日までに確実に資金調達ができる新株式による第三者割当増資を行い、今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金については、新株予約権による第三者割当増資を行うことが、株式の希薄化及び資金調達時期を考慮し、当社が現在置かれている状況では最良の選択肢であるとの結論に至りました。但し、上述しておりますように、新株予約権につきましては、その行使時期が割当予定先の都合によるところが大きいため、割当予定先の行使状況によっては、当社の手元の投資資金が不足し、投資機会を逸失する恐れが生じると考えられます。このような事態を防ぐため、新株予約権に対し強制行使条項を設けました。強制行使条項の内容としましては、行使期間中の当社株価終値が行使価額の30%を下回るまたは200%を上回る事が一度でも発生した場合、権利行使の満期日までに本新株予約権を行使しなければならないものとしております。これは、他社と同様な強制行使条項とした場合、当社の株価変動性を考慮すると本新株予約権の発行価額が上昇してしまい、割当先の検討において障害となる恐れが生じたためであります。強制行使条項の内容をこのように設定する事で、本新株予約権の行使期間の満期日であります平成35年6月1日までに、新株予約権が行使される確度がたかまりますので、遅くとも満期日までに当社が必要としている資金を調達できる確率が高くなるものと判断いたしました。さらに、新株予約権の行使がなされるまでのつなぎの資金調達手段として、NLHD社と当社の間で1,000百万円を上限としたコミットメントライン契約を締結することといたしました。社債の発行や借入ではなく、コミットメントライン契約とすることで、資金が必要でない時は金利負担を発生させず、資金が必要になった場合は直ちに借入を行うことができるというメリットがあります。

このように新株式の発行、新株予約権の発行及びコミットメントライン契約を組み合わせることで、株式の希薄化や株価への影響を最小化しつつも、当社が必要としている投資資金を調達することが可能になります。

なお、本第三者割当増資における割当予定先であります田口氏及びNLHD社は、本第三者割当増資によって割り当てられる当社株式を、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性があるとの意向を示している上、本第三者割当増資により、支配株主及び筆頭株主の異動を伴うものではないことから、当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上より、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

b. 資金使途

上記「(1)新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額の合計金額1,503,719,700円については、第三者割当増資の引受に使用する投資資金として、全て充当する予定であります。特に、本新株発行により調達し、諸費用を差し引いた497百万円は、上記「a. 資金調達の目的 (b). 資金調達の必要性」にも記載しております。現在交渉中である2件の発行体への投資資金に使用します。

また、新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達し、諸費用を差し引いた1,005百万円は、今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金としてすべて充当する予定です。具体的な投資スキーム、支出タイミング、案件数、案件規模についてはケースバイケースではありますが、発行体のニーズに答えるストラクチャーを構築し、収益力の回復に資する案件に使用します。

また当社が、投資により引受ける各発行体の株式及び新株予約権証券につきましては、純投資が目的でありますため、発行体の株式流動性及び行使条件にもよりますが、基本的には半年から2年以内に売却を完了する方針であります。

具体的な使途及び支出予定予想時期につきましては、以下のとおりであります。

(a). 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
現在交渉中である複数の発行体への投資資金	497	平成30年6月～平成30年11月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。
2. 平成30年5月10日現在、本資金を充当する案件の候補はありますが、具体的には決定しておりません。
3. 平成30年5月10日に当社は、株式会社ケイブの第三者割当増資を引受ける旨を、取締役会にて決議いたしましたが、株式会社ケイブへの出資は手元資金のみで行いますため、本第三者割当増資の資金使途には含んでおりません。

(b). 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金	1,005	平成30年6月～平成35年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。
2. 案件の状況により支出予定時期の変更となる可能性があります。
3. 「NLHD社にて新株予約権行使時の手取金」は調達次第、投資資金といたします。
4. 調達する資金の内、本新株予約権の行使による調達額(999百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない場合があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、規模縮小等により対応する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

田口 茂樹(以下「田口氏」と言います。)

氏名	田口茂樹
住所	Singapore
職業の内容	法人名：Japan Taguchi Construction Co.,Ltd. 役職：代表取締役 住所：House-257 (2nd floor), Road-01, Block-B,Bashundhara R/A, Dhaka - 1229, Bangladesh 事業概要：マンション建設・管理・保守

NLHD株式会社(以下「NLHD社」と言います。)

名称	NLHD株式会社
所在地	東京都港区南麻布四丁目5番48号
代表者の氏名・役職	代表取締役 藤澤 信義
事業内容	投資業
資本金	10百万円
設立年月日	平成21年3月11日
決算期	1月末日
従業員数	0名
大株主及び持株比率	藤澤信義 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

田口氏

出資関係	田口茂樹氏は当社普通株式を625,000株保有しており、平成30年4月26日現在の当社発行済株式数29,850,000株に対し2.09%を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

NLHD社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	代表取締役である藤澤信義氏は、当社の筆頭株主であり、当社普通株式を8,900,000株(当社発行済株式数29,850,000株に対し29.82%)保有している筆頭株主であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 最近3年間の経営成績及び財政状態

NLHD社

決算期	平成27年2月期	平成28年1月期	平成29年1月期
純資産	14,407百万円	14,677百万円	5,674百万円
総資産	14,408百万円	20,083百万円	10,967百万円
1株当たり純資産	72.03百万円	73.38百万円	28.37百万円
売上高	5百万円	366百万円	320百万円
営業利益	72百万円	257百万円	8,154百万円
経常利益	3百万円	257百万円	8,154百万円
当期純利益	657百万円	270百万円	8,993百万円
1株当たり当期純利益	3.28百万円	1.35百万円	44.96百万円
1株当たり配当金			

d. 割当予定先の選定理由

田口氏

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達」に記載のとおり、当社は、新株式の発行、新株予約権の発行及び借入のいずれかの方法による資金調達が必要であると判断し、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただける割当予定先を検討しておりました。

そのような中、前回第三者割当増資を引受けていただきました田口氏へ増資引受けの相談をいたしましたところ、今回の増資の目的について深くご理解をいただきました。資金調達の方法につきましては、田口氏と協議しました結果、新株発行による第三者割当増資で行う事となりました。これは、本資金調達で得た当社の資金使途を考慮いただき、当社へ投資を行う事により当社の業績が改善されるとご判断いただいたためであります。また、新株の発行価格については、9%ディスカウントした価格としておりますが、これも協議を行った結果であり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)の基準に適合していること、発行価格や発行条件において同意頂けたことから、田口氏を割当予定先に選定いたしました。

なお、田口氏は前回第三者割当増資で発行した株式840,000株の内、215,000株を売却しており、現在625,000株を保有しております。本第三者割当増資を引受けていただくことで、田口氏の保有株式数は当社発行済み株式数の2.09%から6.91%へ増加いたします(6.91%の数値は、同日にNLHD社へ割当てます本新株予約権が、全て行使された場合の値となります)

NLHD社

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達の目的」に記載のとおり、当社は、新株式の発行、新株予約権の発行及び借入のいずれかの方法による資金調達が必要であると判断し、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等を理解いただける割当予定先を検討しておりました。

検討を進める中で、平成30年3月7日、当社の社外取締役であった藤澤信義氏(以下「藤澤氏」と言います。)へ当社の取締役から状況の説明及び増資に関する相談を行いました。藤澤氏においては、当社の経営環境及び経営方針に対し深いご理解をいただいております。その際、新株発行及び新株予約権での引き受けで相談しましたが、新株を発行した場合、効力発生日に著しい希薄化が生じ、株主の皆様への利益に著しい影響が出る可能性がある旨の助言をいただいたことから、その影響をできるだけ抑える方法として新株予約権にて引受けていただくこととし、本方法に対応できる引受先として、藤澤氏より藤澤氏が代表取締役を行っておりますNLHD社をご紹介いただきました。

新株予約権につきましては、その行使時期が割当予定先の都合によるところが大きいため、割当予定先の行使状況によっては、当社の手元の投資資金が不足し、投資機会を逸失する恐れが生じると考えられますが、この点においてNLHD社に相談をしたところ、このような事態を防ぐため、新株予約権の行使がなされるまでのつなぎの資金調達手段として、NLHD社と当社の間で1,000百万円を上限としたコミットメントライン契約を締結することについて合意を頂けましたので、当社はNLHD社を割当予定先に選定いたしました。

また、NLHD社においては、現在当社株式を保有しておらず、本新株予約権を全て行使した場合、9.31%の株式を保有することとなります。なお、NLHD社の代表取締役である藤澤氏は平成30年5月9日に時点で当社株式を8,900,000株(当社発行株数の29.82%)保有しており、現在当社の筆頭株主であります。

このため、本第三者割当増資によりNLHD社が引き受けた新株予約権を全て行使し、当社株式を保有し続けた場合、藤澤氏の保有している株式と合算すると、12,146,700株となり当社議決権数の34.82%(議決権数121,467個)を保有することとなります。しかし、当社はNLHD社との間で、本第三者割当増資の引受けは純投資目的であり、当社の経営に対して重要な影響を与える意図は無いこと、また、本新株予約権を行使し当社株式を取得した場合には、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却する旨が記載された新株予約権総数引受契約書を締結する予定であります。また、NLHD社とのコミットメントライン契約の契約期間は、平成30年5月10日から平成31年1月31日であり、平成31年1月期中にNLHD社との契約関係が解消される予定であるなど、NLHD社が当社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるため、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(最終改正平成23年3月25日)に基づき、当社はNLHD社の関連会社には該当しないと認識しております。

e．割り当てようとする株式及び新株予約権の数

名称	株式数及び新株予約権数
田口 茂樹	普通株式 1,785,700株
NLHD株式会社	新株予約権 32,467個(本新株予約権の目的となる普通株式 3,246,700株)

f．株券等の保有方針

田口氏

当社は、割当予定先であります田口氏より、当社普通株式の保有方針について、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性がある旨の説明を受けております。このため、当社は、田口氏より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

NLHD社

当社は、割当予定先でありますNLHD社より、本第三者割当増資を引受けるのは純投資目的であるため、本新株予約権を行使し当社株式を取得したら、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却を行い、当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を受けております。

g．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である田口氏に対し、本人との面談及び平成30年4月30日時点における投資銀行口座の投資残高証明書にて資金状況を確認しており、当該資金が全額自己資金であることを口頭にてあわせて確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る資金は十分であると判断しております。

また、NLHD社の資産状況についても、平成30年3月30日時点における残高証明書を確認し、第三者割当増資に係る資金が全額自己資金であることを確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る払込み及びコミットメントライン契約の際に当社に融資いただく資金は充分であると判断しております。

h．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である田口氏及びNLHD社より、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先である田口氏と田口氏が役員に就任する法人、NLHD社の取締役及び関係する法人が、反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号：代表取締役・古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと及び犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主と反社会勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式について該当事項はありません。本新株予約権は、譲渡に際し当社取締役会の承認を必要とする譲渡制限を設けております。但し、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

a. 本新株式

本第三者割当増資による新株式1株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年5月9日)の当社株式の終値308円より9.09%ディスカウントした280円といたしました。

取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断したこと及び、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に、「第三者割当増資を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定すること」とされていることから、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日を基準とすることが適当であると判断いたしました。

また、ディスカウント率につきましては、当社の経営方針及び本第三者割当増資にて調達する資金の使用用途について、割当予定先に説明を行い、協議・交渉を行った結果、基準価格に対し9.09%ディスカウントした280円とすることといたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均300円に対して6.67%のディスカウント、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均310円に対して9.68%のディスカウント、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均353円に対して20.68%のディスカウントであります。

上記の終値の平均値との比較及び、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、本株式の価額は、特に有利な金額には当たらないと判断いたしました。また、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において本株式の払込金額は、同取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値308円より9.09%ディスカウントした280円を払込金額とすることに特に問題は無く、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

b. 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社ブルータス・コンサルティング(住所：東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル30階、代表者：代表取締役野口 真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約書に定められた諸条件、新株予約権の行使条件及び割当先の行動(強制行使条項に抵触した場合には権利行使を行う、満期日に株価が権利行使価格よりも高い場合は、権利行使を行う)を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社ブルータス・コンサルティングによる算定の条件として、基準となる当社株価308円(平成30年5月9日の終値)、権利行使価額308円、ボラティリティ89.18%、権利行使期間5年、リスクフリーレート0.1%、配当率0%等を参考に公正仮評価御実施し、本新株予約権1個につき300円との結果を得ております。

当社は、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(300円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である308円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格308円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均300円に対して2.67%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均310円に対して0.65%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均353円に対して12.75%のディスカウントとなっております。

なお、当社監査役3名全員から、株式会社プルートス・コンサルティングは、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当予定先に発行される新株式数は1,785,700株(議決権数17,857個)でありますので、平成30年5月9日現在の当社発行済株式総数29,850,000株(総議決権数298,500個)に対して株式の希薄化率は5.98%(当社議決権数に対しては5.98%)となります。さらに新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数3,246,700株(議決権32,467個)を合算した本第三者割当増資にて発行します株式の合計数量は5,032,400株(総議決権数50,324個)となりますので、株式の希薄化率は、第三者割当増資前の16.86%(当社議決権数に対しては16.86%)となります。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達のための目的」に記載したとおり、本第三者割当増資の実施により資金を調達する事で、金融分野への投資が可能となり、ひいては当社の売上拡大と収益の回復及び今後の中長期的な事業拡大の実現によって、当社の企業価値を高め株式価値の向上に資するものと考えております。また、本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は、新株予約権が全て行使された場合5,032,400株になるのに対し、当社普通株式の過去1ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,390,873株であり、一定の流動性を有していることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、希薄化を生じるとはいえ、市場に過度の影響を与えるものではないと判断しました。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の皆様利益にも資し、かつ、本第三者割当増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
藤澤 信義	Singapore	8,900,000	29.82	8,900,000	25.51
寺井 和彦	兵庫県宝塚市	4,063,000	13.61	4,063,000	11.65
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	3,376,000	11.31	3,376,000	9.68
NLHD株式会社	東京都港区南麻布4丁目5番48号			3,246,700	9.31
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	Singapore	625,000	2.09	2,410,700	6.91
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	2,190,000	7.34	2,190,000	6.28
村山 俊彦	東京都港区	1,000,000	3.35	1,000,000	2.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	471,000	1.58	471,000	1.35
植村 篤	沖縄県国頭郡恩納村	400,000	1.34	400,000	1.15
岡田 直規	千葉県千葉市花見川区	400,000	1.34	400,000	1.15
計		21,425,000	71.78	26,457,400	75.86

- (注) 1. 平成30年1月31日時点の株主名簿を基に、平成30年5月9日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて記載しております。
2. 当社は平成29年12月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月1日付をもって平成30年1月31日の株主名簿に記載又は既得された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。このため、上記表は分割後の株式数にて記載しております。
3. 「CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI」は田口氏の資産管理業務を行っている投資銀行の口座名であります。平成29年11月に実施しました当社第三者割当増資で発行した株式も当該会社にて管理されております。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年1月31日現在の総議決権数に、本株式に係る議決権の数54,945個を加えて算定しております。
5. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
6. 割当予定先以外の株主に係る割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年1月31日より所有株式数に変更がないとの前提で計算しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第22期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年4月27日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年4月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、安藤 潔、山口 慶一、塩澤 卓也、増田 誠治、浦井 大一、遠藤 周作を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	16,275	27	0	(注) 1	可決 (99.77%)
第2号議案 取締役6名選任の件					
安藤 潔	16,274	28	0		可決 (99.77%)
山口 慶一	16,274	28	0		可決 (99.77%)
塩澤 卓也	16,274	28	0	(注) 2	可決 (99.77%)
増田 誠治	16,274	28	0		可決 (99.77%)
浦井 大一	16,274	28	0		可決 (99.77%)
遠藤 周作	16,274	28	0		可決 (99.77%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年5月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及びその子会社の役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 銘柄

「SAMURAI&J PARTNERS第14回新株予約権」(以下、「本新株予約権」と言います。)

(2) 発行数

11,667個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,166,700株とし、下記「(5)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とします。

(3) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、300円とします。

なお、この発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビル30階、代表者:代表取締役社長 野口 真人)(以下、「ブルータス社」と言います。)が算出した発行価額を、当社取締役会が特に有利な価額ではないと判断し、これと同額に決定したものであります。また、ブルータス社は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値308円/株、株価変動性85.73%、配当利回り0%、無リスク利率0.06%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額308円/株、行使期間10年、強制行使条項)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出しています。

(4) 発行価額の総額

362,843,700円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。))に、付与株式数を乗じた金額とします。

この1株あたりの行使価額は、金308円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に順次付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(7) 新株予約権の行使期間

平成30年6月25日から平成40年6月24日(平成40年6月24日が金融機関の営業日に該当しないときは、その前営業日)までとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記「(2)発行数」に準じて取締役会により適切に調整されるものとします。)に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社常勤役員	5人	7,320個
当社非常勤役員	4人	2,100個
当社従業員	17人	306個
子会社常勤役員	3人	1,575個
子会社非常勤役員	1人	21個
子会社従業員	23人	345個

（注）上記表の人数及び個数については、申込者の状況により変更となる可能性があります。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
当該会社は、提出会社の完全子会社であります。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権総数引受契約書に定めるところによります。

(14) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(8)新株予約権の行使の条件」の内容に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(15) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」と言います。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と言います。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「(5)新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「(7)新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「(7)新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

その他新株予約権の行使の条件

上記「(8)新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の取得事由及び条件

上記「(14)新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定します。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(16) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(17) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成30年6月22日

(18) 申込期日

平成30年6月22日

(19) 新株予約権の割当日

平成30年6月25日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日	平成30年4月26日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年4月26日

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 浩史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成30年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社が平成30年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、連結子会社である株式会社ヴィオは、平成30年1月16日付けで株式の取得により子会社化し、内部統制の評価に必要な相当の期間が確保できなかったことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断し、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

SAMURAI&J PARTNERS株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 浩史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。